

審議（会議）結果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等名称	神奈川県アレルギー疾患対策専門家検討会		
開催日時	平成 30 年 2 月 15 日（木曜日） 18:50～19:30		
開催場所	波止場会館 1 階多目的ホール		
出席者 （◎会長○副会長）	（会長）渡邊知雄、 相原道子、相原雄幸、大野博司、高崎智彦、谷口正実、山下純正		
次回開催予定日	未定		
問合せ先	健康増進課 母子保健グループ 櫻庭 電話番号 045-210-4786（直通） ファックス番号 045-210-8857		
下欄に掲載するもの	議事録全文	議事概要とした理由	
審議（会議）結果	<p>議題：神奈川県アレルギー疾患対策推進計画（案）について資料 1、資料 2 に基づき事務局から説明</p> <p>【渡辺会長】計画とパブリックコメントの内容についてご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>【相原雄委員】1 ページに関連する計画が含まれましたが、記載されている計画以外、学校や保育園等の計画を県は持っていないのでしょうか。</p> <p>【事務局】アレルギーを項目立てして位置づけているものではありません。</p> <p>【相原雄委員】厚生労働省等から計画ではないにしても指導など、出ていると思われます。県もそれに従って重点的にやっているかと思ひます。</p> <p>【相原雄委員】県は災害計画を持っています。アレルギー対策としてこの計画に盛り込んでもよいのではないのでしょうか。</p> <p>【事務局】確認を取ります。</p> <p>【高崎委員】関連する主たる計画として記載するのもよいのではと思ひます。</p> <p>【相原雄委員】記載されているのは保健福祉局に近いものですね。県計画はもっと広いものなので、そこも整合性をとっていくのが望ましい姿ではないのでしょうか。</p> <p>【相原雄委員】7 ページの（1）医療提供体制の整備のところ、「集学的医療機関」という言葉がありますが、ここだけしか出てきていません。15 ページの適切な医療を受けられる体制の中には「集学的医療機関」という表現はありません。あえて「集学的医療機関」を載せる必要があるのか疑問に思ひました。医療提供体制整備のところ記載するのなら、適切な医療を受けられる体制の中にも「集学的医療機関」を使うべきだと思ひます。</p> <p>【事務局】「集学的医療機関」を入れなくてもよいのでしょうか。</p>		

【相原雄委員】入れなくてもいいと思います。そうすると最終ページの用語の説明にも不要となります。

【事務局】そこは修正します

【高崎委員】パブコメは公表の形になるのでしょうか。

【事務局】県のホームページに3月予定で公表をします。

【高崎委員】「誤った知見でも医者が行えば医学的知見になる」という意見に対しての答えですが、治療に関して根拠はあります。意見に対する答えが、そこに触れずにいます。「一般的にわかりやすい表現にしました」という回答で良いのではと思います。

【相原雄委員】計画策定部会での議論では、「科学的」というともっと細かいデータが揃ったものを「科学的」というが、臨床現場では「科学的」とは言っていないので、あえて「医学的」にしましょうと変えた経緯があります。「科学的」という言葉で言い切っているのかということもあります。

【高崎委員】「科学的」というと〇〇のデータなど、それがそのまま人の治療に応用できるかということそうではないが、「医学的知見」だって科学の中でエビデンスに基づいての知見だということ、一言いれておかないと「医学的知見」はいい加減なものだと思われないでしょうか。

【渡辺会長】「医学的知見」と「科学的知見」は同等のものではないので、この意見を出された方は、同等と思っているか、「科学的知見」が「医学的知見」より正しいと思っているかの差だと思います。我々は「医学的知見」と「科学的知見」との違いを理解しています。それを回答しようとする、かえって「医学的知見」と「科学的知見」はどう違うのかとなってしまおうと思います。

【渡辺会長】患者が求めるものは「医学的知見」と「科学的知見」は全く同等だと思って使ってくる、我々はその中にはフェジーなところもあるのを確認しながら「医学的」なことを行っている。そういう意味で「医学的知見」はとても良いと思います。

【相原道委員】1ページの計画の期間の記載に、「平成30年度から平成34年度までの5年間とする」とあるが、平成34年は存在しませんので記載を考えたほうがよいと思います。

【事務局】記載を考えます。

【相原道委員】5ページのアレルギー疾患の現状にデータが出ているのですが、新しいガイドラインも出ていないでしょうか。

【谷口委員】調べましたが、新しいものはないです。

【事務局】19ページの利用の説明に「診療ガイドライン」があります。一般的にわかりやすいように記載しましたが、この説明内容であっているでしょうか。

【相原雄委員】学会でのと記載がありますが、学会は研究を集積し纏め、治療や診断についての方向性を出しているのです。あくまでも参考なので、それに従わなければならないわけではありません。

【事務局】どのように記載するのがよいのでしょうか。

【相原雄委員】治療だけではなく診断も含めての記載です。

【高崎委員】治療に関してという記載でもいいのではないのでしょうか。

【渡辺会長】例えば円形脱毛症でそのまま様子をみるというのも一つの治療として取り上げられました。

【相原雄委員】必ずしも学会ではなく、研究会レベルででているものもあります。

【相原道委員】病気になった人という記載も気になりました。

【渡辺会長】診療ガイドラインという説明を除いてはどうでしょうか。

【相原雄委員】診療ガイドラインの説明があるのかとも思います。

【高崎委員】診療マニュアルと診療ガイドラインの違いはわかりません。

【渡辺会長】かえって記載しないほうがよいかもかもしれません。

【事務局】用語の説明から「診療ガイドライン」は削除します。

【渡辺会長】丁寧に説明すればするほど難しくなります。

【高崎委員】34箇所指定した専門病院というのは、条件を満たさなくなった場合、指定を外すのですか。指定を外すための基準はあるのですか。

【事務局】現在の指定を外す基準や更新の手続きも特段決まりがありません。指定病院からの申し出により外しています。今回、この計画が出来上がったなら、医療提供体制を整備していくので、現在指定されている病院には改めて伺い、もう一度指定病院として一からやって行きたいと考えています。

【相原雄委員】34箇所という記載はありましたか。

【高崎委員】パブコメの意見一覧のナンバー5にあります。

【相原雄委員】計画の中に機関数は載っていないようです。

【事務局】現在の指定病院はホームページに掲載していますので、それを見ている方には34機関ということがわかります。

【事務局】高崎委員のご質問は、パブコメ一覧の意見ナンバーの県の考え方で現在34箇所指定と記載しています。

【高崎委員】病院によっては、アレルギーの専門家がなくなるところもあるかもしれないと思っただけです。

【相原雄委員】学会教育認定施設から外れてしまうことも出てきます。

【相原雄委員】15 ページの適切な医療を受けられる体制の図に、人、診療所、一般病院、県指定病院、薬局の図は一つではないのでしょうか。たくさんあるのはすっきりしない気がしませんか。

【事務局】 図について整理します。

【大野委員】 15 ページ上部に記載のある中心拠点病院の説明内容が「科学的知見」となっています。これを見た人は、「医学的知見」は何なのかと混乱するのではないのでしょうか。

【事務局】 この「科学的知見」については削除します。

【相原道委員】 情報入手、相談の矢印の先にある円内に組織が記載されている中で「インターネット」という記載が交じっており違和感があります。国も県の相談窓口もホームページにして情報提供しています。怪しげなインターネットの情報提供ではないですね。

【事務局】 計画に位置づけるものなので、イメージとしては県でつくるホームページにアレルギー学会等とリンクを貼らせてもらうので、そこから繋がっていくので手段として「インターネット」としています。

【相原道委員】 学会と書いたら駄目なのではないでしょうか。

【事務局】 「学会ホームページ」という記載でしょうか。

【渡辺会長】 情報はインターネットだけでなく新聞等からも得られます。

【事務局】 インターネットだけでなく、文献からも情報を得ます。

【相原雄委員】 テレビからも情報を得ます。

【事務局】 「インターネット」を取ったほうが誤解は生じないのでしょうか。

【高崎委員】 学会だけでなく病院のホームページもあります。

【相原雄委員】 県で紹介するのは専門の情報を得られるホームページですからね。ただ一般の人は最初そこへは入っていかないのですよね。逆に言えばそこへ誘導するような表現になればいいわけです。

【事務局】 「インターネット」だと手段的になるので、専門的な情報を発信している団体などがわかるような記載に工夫したいと思います。

【相原雄委員】 中心的拠点病院と県アレルギー疾患医療拠点病院の記載も同じようなことが 13 ページにも記載してあるので、簡略化してもいいのではないですか。

【渡辺会長】 説明があるから見にくくなっています。中心的拠点病院と県アレルギー疾患医療拠点病院の個々にやることを書かなくてもよいのではないですか。説明文を除くと視覚的によりよく伝えられます。

【事務局】 わかりました。

【渡辺会長】 「インターネット」と記載部のところは「各種情報」はどうですか。

【谷口委員】 公的機関ホームページですという記載ではないですか。学会や環境再生保全機構、東京都のホームページもあります。

【事務局】「インターネット」と記載部分は「公的機関ホームページ」にします。

【渡辺会長】議会に出す前に我々は見られますか。

【事務局】いただいた意見を反映させたものを皆様に見ていただき、それから2月末に議会提出したいと考えております。

【渡辺会長】会議はもう開催しないということですか。議会に出してから不都合なことがあった時に、どれくらい修正できるのですか。

【事務局】内容によりますが、議会承認後、一切直せないというわけではありません。ただ、大きな構成の並びや文面事態を変更というのはできません。

【渡辺会長】問題が出て来た時にはどれくらいで変更することができるのですか。

【事務局】この計画は5年間にしていますが、その間にアレルギーの状況に変化があった場合には、5年を待たずに改定できることになっています。

【相原雄委員】県の拠点病院は何時ごろに選定するのでしょうか。

【事務局】平成30年度のなるべく早い時期にと考えています。

【相原雄委員】選定は公募するのですか。

【事務局】まだ仕組みも決まっていますが、指定要件が限られていますので、県内のいくつかの病院の候補の中から選定ということになるかと思えます。

【相原雄委員】指定については対策推進協議会で決めるのですか。

【事務局】前回の検討会でも渡辺会長から、専門家検討会の場があるのだからとご指摘いただきました。県で基準を作り病院の選定するというのは難しいので、医師の方々等の御意見をいただきながらということになるかと思えます。ただそれを協議会という仕組みの中で決めるのかは整理できていません。

【渡辺会長】できればこういう場があったほうが、皆で責任が持てます。そうでないとどこでどう決まったのかが見えてきません。我々としては、指定候補全部が良いわけではないので、その中で行政と話し合いをしながら、よりよいところを選んでいかないと、指定の判断について納得しないのではないだろうか。

【事務局】いただいた御意見を踏まえて考えて行きたいと思えます。

【渡辺会長】他に御意見なければこれで議題に関してはこれで終了します。

【事務局】いただいた意見を踏まえ計画案を作成し、議会前にもう一度皆様にご確認いただきますのでよろしくお願い致します。議会承認後、3月末に策定予定となっています。なお、こ

	<p>の検討会は4月以降、協議会として編成し直します。患者会や一般県民も入れるのかなどの意見もいただいているので、部会を作るのがよいかなど今後体制については考えていくことになります。この専門家検討会としては今日が最後になります。4月に協議会としてリニューアルする時にまた改めてご案内をさせていただきたいと思っておりますが、引き続き御協力いただくこともあるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>会議資料</p>	<p>資料1 神奈川県アレルギー疾患対策推進計画案 資料2 県民意見等一覧 参考資料1 アレルギー疾患対策基本法 参考資料2 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針</p>